

選挙公営制度に係る各種様式集

※各種データは町ホームページに掲載します。

別記第1号様式（第2条関係）

その1（選挙運動用自動車）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

標津町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入れ期間等	契 約 金 額	
自動車の借入れ	年 月 日			円	
燃料代	年 月 日			円	
運転手の雇用	年 月 日			円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください、ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第1号様式（第2条関係）

その2（選挙運動用ビラ）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

標津町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください、ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第 1 号様式（第 2 条関係）

その 3（選挙運動用ポスター）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

年 月 日

標津町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください、ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第2号様式（第3条関係）

その1（燃料）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

年 月 日

標津町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者

次の選挙運動用自動車燃料代につき、標津町議会議員及び標津町長の選挙における公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累計金額（A）	円	円
今回の購入金額（B）	円	円
燃 料 代 計（A）+（B）	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から標津町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください、ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第2号様式（第3条関係）
その2（選挙運動用ビラ）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

標津町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者

次の選挙運動用ビラの作成枚数につき、標津町議会議員及び標津町長の選挙における公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (B)	枚	枚
枚 数 計 (A)+(B)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から標津町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください、ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第2号様式（第3条関係）

その3（選挙運動用ポスター）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

標津 町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者

次の選挙運動用ポスターの作成枚数につき、標津町議会議員及び標津町長の選挙における公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（A）	枚	枚
今 回 の 枚 数（B）	枚	枚
枚 数 計（A）+（B）	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から標津町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください、ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第3号様式（第3条関係）

その1（燃料）

確認番号第	号
-------	---

選挙運動用自動車燃料代確認書

標津町議会議員及び標津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

標津町選挙管理委員会委員長

印

記

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、標津町に支払を請求することはできません。

別記第3号様式（第3条関係）

その2（選挙運動用ビラ）

確認番号第	号
-------	---

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

標津町議会議員及び標津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条

例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数

の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

標津町選挙管理委員会委員長

印

記

- | | | |
|---|---------|----|
| 1 | 年 月 日執行 | 選挙 |
| 2 | 候補者の氏名 | |
| 3 | 確認枚数 | 枚 |

備考

1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。

2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。

3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、標津町に支払を請求することはできません。

別記第3号様式（第3条関係）

その3（選挙運動用ポスター）

確認番号第	号
-------	---

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

標津町議会議員及び標津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

標津町選挙管理委員会委員長

印

記

- | | | |
|---|---------|----|
| 1 | 年 月 日執行 | 選挙 |
| 2 | 候補者の氏名 | |
| 3 | 確認枚数 | 枚 |

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、標津町に支払を請求することはできません。

別記第4号様式（第5条関係）

その1（選挙運動用自動車）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に) (○印をしてください)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 上記1に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名			
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
		円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が標津町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、標津町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
(2) (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、標津町に支払を請求することはできません。

別記第4号様式（第5条関係）

その2（燃料）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
候補者

選挙

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	自動車登録番号 又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が標津町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、標津町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

別記第4号様式（第5条関係）

その3（運転手）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

記

運転手の氏名 及 び 住 所			
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考	
年 月 日	円		

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が標津町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、標津町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、標津町に支払を請求することはできません。

別記第5号様式（第5条関係）

その1（選挙運動用ビラ）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が標津町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、標津町に支払を請求することはできません。
- 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 町長 枚数5, 000枚、町議会議員 枚数1, 600枚
 - 限度額 7円73銭（単価）×(1)の枚数＝限度額

別記第5号様式（第5条関係）
その2（選挙運動用ポスター）

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日
年 月 日執行
候補者
選挙

記

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当 該 選 挙 に お け る ポ ス タ ー 掲 示 場 数	箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が標津町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、標津町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙におけるポスター掲示場数
 - 限度額 541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）×(1)の枚数＝限度額

別記第 6 号様式（第 6 条関係）
その 1（選挙運動用自動車）

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

年 月 日

標津町長 様

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては ⑨
その代表者の氏名

標津町議会議員及び標津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請 求 金 額 円
2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3 選 挙 名 年 月 日執行 選挙
4 候補者の氏名
5 振 込 先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第 7 号）第13条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第 1 項第 4 号若しくは第36条の18第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、標津町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙1)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を
使用した場合)

使用年月日	運 送 金 額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備 考
年 月 日	= 円×1台 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	64,500円×1台 =64,500円	円	
計			円	

備考

- 1 「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙2)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備 考
年 月 日	= 円×1台 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
計			円	

備考

- 1 「借入れ金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙3)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販 売 金 額 (A)	基準限度額 (B)	請 求 金 額	備 考
年 月 日		円× = 円			
年 月 日		円× = 円			
年 月 日		円× = 円			
年 月 日		円× = 円			
年 月 日		円× = 円			
年 月 日		円× = 円			
年 月 日		円× = 円			
年 月 日		円× = 円			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(A)の計欄又は(B)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(A)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(別紙4)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(4) 運転手

雇 用 年 月 日	報 酬 (A)	基 準 限 度 額 (B)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

別記第 6 号様式（第 6 条関係）

その 2（選挙運動用ビラ）

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

年 月 日

標津町長 様

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名 ㊟

標津町議会議員及び標津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請 求 金 額 円
2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3 選 挙 名 年 月 日執行 選挙
4 候補者の氏名
5 振 込 先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、標津町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚（2 種類の場合には各 1 枚）を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

印 刷 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A) × (B)	単価 (C)	枚数 (D)	金 額 (C) × (D)	単価 (E)	枚数 (F)	金 額 (E) × (F)	
円	枚	円	円 7.73	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (D)欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (E)欄には、(A)欄と(C)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (F)欄には、(B)欄と(D)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

別記第 6 号様式（第 6 条関係）

その 3（選挙運動用ポスター）

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

年 月 日

標津町長 様

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては 印
その代表者の氏名

標津町議会議員及び標津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請 求 金 額 円
2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3 選 挙 名 年 月 日執行 選挙
4 候補者の氏名
5 振 込 先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、標津町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

当該選挙 における ポスター 掲示場数	印 刷 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A)×(B)	単価 (C)	枚数 (D)	金 額 (C)×(D)	単価 (E)	枚数 (F)	金 額 (E)×(F)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- (C)欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{310,500\text{円} + (541.31\text{円} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (C)} \quad \begin{array}{l} \text{※ 1 円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

- (D)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (E)欄には、(A)欄と(C)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (F)欄には、(B)欄と(D)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- (E)×(F)の欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。